

瀬戸市告示第 1 0 6 号

令和 7 年瀬戸市告示第 1 7 号（瀬戸市こども若者家庭センターの開庁時間及び開庁日）の一部を次のように改正し、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

令和 8 年 6 月 2 6 日

瀬戸市長 川 本 雅 之

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
名称	開庁時間	閉庁日	名称	開庁時間	閉庁日
瀬戸市こども若者家庭センター（瀬戸市川端町 1 丁目 3 1 番地）	午前 9 時から午後 4 時まで	<省略>	瀬戸市こども若者家庭センター（瀬戸市川端町 1 丁目 3 1 番地）	午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで	<省略>
瀬戸市こども若者家庭センター（瀬戸市栄町 4 5 番地）	午前 9 時 1 5 分から午後 5 時まで	<省略>	瀬戸市こども若者家庭センター（瀬戸市栄町 4 5 番地）	午前 9 時 1 5 分から午後 6 時まで	<省略>